

— 船員保険における医療制度改正案一覧 —

(健康保険法と相違点のあるもの)

項 目	船 員 保 険 法		健 康 保 険 法	
	現 行 制 度	改 正 案	現 行 制 度	改 正 案
傷病手当金	支給額	職務外 標準報酬月額の 60/100 職務上 標準報酬月額の 60/100	職務外 標準報酬月額の 2/3 職務上 現行どおり	標準報酬月額の 60/100 標準報酬月額の 2/3
	対象者	疾病任意継続被保険者	廃止	任意継続被保険者 廃止
	(目的) 総報酬制の導入により、賞与についても月収と同率の料率が賦課されていることを踏まえ、賞与分を反映させる観点から支給割合を見直す。ただし、職務上については、労働者災害補償保険法においても、賞与を支給額に反映していないため、改定しないこととする。また、傷病により労務に服することができなくなった者に対する給付といった性格を踏まえ、疾病任意継続被保険者に対し支給しないこととする。(H19.4 実施)			
出産手当金	支給額	標準報酬月額 60/100	標準報酬月額 2/3	標準報酬月額 60/100 標準報酬月額 2/3
	対象者	疾病任意継続被保険者	廃止	任意継続被保険者 廃止
	(目的) 総報酬制の導入により、賞与についても月収と同率の料率が賦課されていることを踏まえ、賞与分を反映させる観点から支給割合を見直す。また、出産により労務に服することができなくなった者に対する給付といった性格を踏まえ、疾病任意継続被保険者に対し支給しないこととする。(H19.4 実施)			
葬 祭 料	支給額	標準報酬月額 2ヶ月分 (最低保障額 10万円)	定額 5万円 (付加給付) 標準報酬月額 2ヶ月分 - 5万円	標準報酬月額 1ヶ月分 (最低保障額 10万円) 定額 5万円
	(目的) 被用者保険全体について、定額化されることから、船員保険においても同様に改正する。しかし、船上、海外等での死亡により、移送等に費用を要するため、船員としての特殊性に鑑み、現行と同額となるよう付加給付において保障する。(H18.10 実施)			
家族葬祭料	支給額	標準報酬月額 1.4ヶ月分 (最低保障額 10万円)	定額 5万円 (付加給付) 標準報酬月額 1.4ヶ月分 - 5万円	定額 10万円 定額 5万円
	(目的) 葬祭料と同様に改正する。(H18.10 実施)			

(医療制度改革による改正)

項 目		現 行 制 度	改 正 案
一部負担割合	70 歳以上	現役並所得者：2 割 (夫婦 2 人世帯年収 621 万円) (単身世帯 年収 484 万円) 一 般：1 割 (老人保健) 75 歳以上 現役並所得者：2 割 一 般：1 割	現役並所得者：3 割 (H18.10 実施) (夫婦 2 人世帯年収 520 万円) (単身世帯 年収 380 万円) 一 般：1 割 (老人保健) 75 歳以上 現役所得者：3 割 一 般：1 割
	70~74 歳	現役並所得者：3 割 (H18.10 実施) 一 般：1 割	現役並所得者：3 割 (H20 年度実施) 一 般：2 割
	乳 幼 児	3 歳まで：2 割	小学校就学前まで：2 割 (H20 年度実施)
食費・居住費		介護との均衡を図るため、療養病床における 70 歳以上の入院患者について、食費及び居住費の負担を見直すこととする。(H18.10 実施)	
高額療養費	自己負担 限度額	定額部分 月額 25% 定率 1% (特定疾病) 1 万円	定額部分 総報酬の 25% (H18.10 実施) 定率 1% (特定疾病) 人工透析患者のみの上位所得者の負担見直し
出産育児一時金	支給額	定額 30 万円	定額 35 万円 (H18.10 実施)
標準報酬月額の上下限		39 等級	上限 121 万円 (4 等級追加) (H19 年度実施) 下限 5.8 万円 (4 等級追加)
賞与保険料賦課	上限額	1 月 200 万円	1 年 540 万円 (H19 年度実施)
後期高齢者医療制度の創設		高齢者の心身の特性、生活実態を踏まえ、新たな高齢者医療制度を創設する。国保及び被用者保険の 75 歳以上の被保険者については、後期高齢者健康保険(仮称)へ移行する。(H20 年度実施)	